

春日井市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、臨時的な措置として実施する、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（以下「給付金」という。）を給付する事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定める。

(給付金の給付)

第2条 市は、この要綱に定めるところにより、給付金を給付する。

(給付対象)

第3条 給付金の給付対象（以下「給付対象」という。）は、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 令和4年9月30日（以下「基準日」という。）において、春日井市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて春日井市の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。）であって、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者のみで構成される世帯（以下「令和4年度非課税世帯」という。）
- (2) 令和4年度非課税世帯以外の世帯のうち、予期せず令和4年1月から同年12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和4年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和4年度分の市町村民税均等割が課されている者全

員のそれぞれの1年間の収入見込額(令和4年1月から同年12月までの任意の1月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯(以下「家計急変世帯」という。)をいう。ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。

ア 令和4年度非課税世帯として給付金の給付を受けた世帯に属していた者を含む世帯

イ 基準日において同一世帯で、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所で別世帯としたいずれかの世帯のうち給付金の給付を受けた世帯を除く世帯

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、給付要件を満たさないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、特別な配慮を要する者の取り扱いについては、市長が別に定める。

(受給権者)

第4条 給付金の受給権者は、基準日における給付対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成員がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者を給付金の受給権者とする。

(給付額)

第5条 給付金の給付額は、5万円とする。

(申請及び給付方法)

第6条 給付金の給付を受けようとする受給権者(以下「申請者」という。)は、次の方法により申請等を行うものとする。

- (1) 市長は、令和4年度非課税世帯の世帯主に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付要件確認書（第1号様式）（以下「確認書」という。）の送付を行い、確認書を受け取った申請者は、確認書の提出により受給の意思表示等を行う。
 - (2) 令和4年度非課税世帯のうち確認書の送付が行われなかった申請者は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金申請書（請求書）（第2号様式）（以下「申請書（非課税世帯分）」という。）の提出により行う。
 - (3) 家計急変世帯の申請者については、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）（第3号様式）（以下「申請書（家計急変世帯分）」という。）の提出により行う。
- 2 市長は、給付の決定に際し必要があるときは、申請者に次に掲げる書類の提出を求めることができる。
- (1) 運転免許証等の本人確認書類の写し
 - (2) 振込先口座の通帳等の写し（必要な情報が記載されている部分に限る。）
 - (3) 申請者及びその属する世帯構成員全員（市町村民税の申告を要しない世帯構成員で、未申告の者を除く。以下「申請者等」という。）が非課税であることを証するもの
 - (4) 申請者等の令和4年1月から同年12月までの任意の1月の収入又は年間所得見込額を示す書類等、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下になることを確認できるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- 3 給付金の給付方法は、申請者の名義の金融機関の口座に振り込む方式によることを原則とする。ただし、申請者が金融機関に口座を開設していない等、これによることが困難と認める場合は、市長が当該窓口で現金を交付することにより給付することができる。

（代理による申請）

第7条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、申請者に代わり、代理人と

して同条の規定による申請を行うことができる。

- (1) 基準日時点での申請者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 申請者の法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人等をいう。第3項において同じ。）
- (3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの。

2 代理人が確認書の提出をするときは、申請者は確認書の委任欄への記載をするものとする。

3 申請書を提出するときは、代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出するものとする。ただし、法定代理人が提出する場合は、この限りでない。

4 市長は、代理人に運転免許証等の本人確認書類の写しの提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

（提出期限）

第8条 給付金の申請受付開始日は、令和4年11月14日とする。

2 給付金の申請等の期限は、令和5年1月31日とする。

（給付の決定等）

第9条 市長は、第6条の規定により確認書又は申請書を受理したときは、速やかに審査の上、給付を決定し、当該申請者に対して価格高騰緊急支援給付金支給決定通知書（第4号様式）により通知し、給付金を給付するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査を行い、申請者の属する世帯が給付対象に該当しない場合は、当該申請者に対し、価格高騰緊急支援給付金不支給決定通知書（第5号様式）により通知し、給付金を給付しないものとする。

（給付金の給付等に関する周知）

第10条 市長は、給付金給付事業の実施に当たり、給付対象世帯、申請の方法及び申請受付開始日等の事業の概要について、市ホームページその他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請者から第8条第2項の提出期限までに第6条に規定する確認書又は申請書の提出が行われなかった場合は、申請者が給付金の受給を辞退したものとみなす。

(確認書及び申請書の不備による振込不能があった場合の取扱い)

第12条 市長は、第9条に規定する給付決定を行った後、確認書及び申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、別に市長の定める期限までに確認書及び申請書の補正が行われず、申請者の責めに帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請等が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けた者に対しては、給付を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月14日から施行し、令和5年3月31日限りその効力を失う。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付要件確認書

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について、令和4年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和 年 月 日までに、この確認書を返送して下さい。

Table with 2 columns: 支給方法 (口座振込), 支給日 (確認書を受領した日から○日後 (例)), 支給口座 (〇〇銀行 〇〇支店 普通 ****000 (口座名義)), 支給額 (50,000円)

■世帯主の方が記入して下さい。

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（□）にレを入れてください）

- ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
□ ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※①及び②の両方にチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。

（いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。）

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり市区町村が定める期限までに必要な修正が行われない場合、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。 【 私の世帯は給付金を受給しません □ 】

上記記入内容に相違ありません。

Table with 7 columns: 世帯主氏名, 確認日, 令和, 年, 月, 日, 連絡先電話番号

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下のいずれか1つのチェック欄（□）にレを入れてください。

上記口座に代えて（又は上記の口座欄が空欄の場合）、

- ① 世帯主（申請者）名義の公金受取口座への振込を希望します。（通帳等の写しは不要）
※ マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。
□ ② 次の現に使用している世帯主（申請者）名義の口座への振込を希望します。（通帳等の写しは不要）
□ 水道料引落口座 □ 住民税等の引落口座 □ 児童手当等の受給口座 （希望する場合はいずれか1つをチェック）
※ この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、税部局等に照会することを承諾します。
□ ③ 次の口座への振込を希望します。（通帳等の写しが必要。長期間入金のない口座を記入しないでください）

【受取口座記入欄】※③を選択した場合、下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付して下さい。

Table with 5 columns: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, 口座名義(カナ). Includes sub-table for ゆうちょ銀行 with 通帳記号 and 通帳番号.

代理人が確認する場合は、裏面の代理確認（受給）に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
			日中に連絡可能な電話番号 ()	
上記の者を代理人と認め、 給付金の (確認・請求 受給 確認・請求及び受給)			を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	署名 世帯主氏名

振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

表面の上の方に記載の口座以外の口座で③に記入した口座への振込を希望される場合は、
 記入した振込を希望する口座の確認書類を提出して下さい。

※ 表面の上の方に記載の口座、①公金受取口座または②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要

本人（代理人）確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

表面の上の方に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合

又は 代理人が確認（受給）する場合 には提出して下さい

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

支給市区町村(※令和4年10月1日時点の市区町村)
(宛先)春日井市長



裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男 女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和4年9月30日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和4年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和4年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付して下さい。(該当者全員)

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	性別	個人番号		現住所と令和4年1月1日時点の住所が異なる		令和4年度住民税均等割課税状況
				生年月日	年	□現住所と同一 □異なる	異なる場合には令和4年1月1日時点の住所を記載	
1	(申請者)	本人		明・大・昭・平・令 年 月 日		□現住所と同一 □異なる		□非課税 □課税 □未申告
2				明・大・昭・平・令 年 月 日		□現住所と同一 □異なる		□非課税 □課税 □未申告
3				明・大・昭・平・令 年 月 日		□現住所と同一 □異なる		□非課税 □課税 □未申告
4				明・大・昭・平・令 年 月 日		□現住所と同一 □異なる		□非課税 □課税 □未申告
5				明・大・昭・平・令 年 月 日		□現住所と同一 □異なる		□非課税 □課税 □未申告

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1:銀行 5:農協 2:金庫 6:漁協 3:信組 7:信漁連 4:信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1普通 2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1		

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(住民税非課税世帯分)(以下「給付金(住民税非課税世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。
- ※ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
- ① ア 世帯の全員が、令和4年度住民税非課税である。
イ 世帯の全員が、令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
 - ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
 - ③ 既に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた世帯ではありません。
 - ④ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
 - ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
 - ⑥ この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金(住民税非課税世帯分)の請求書として取り扱います。
 - ⑦ 市区町村が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年1月31日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(住民税非課税世帯分)が支給されないことに同意します。
 - ⑧ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(住民税非課税世帯分)を返還します。

提出書類

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)**
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- (「現住所と令和4年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和4年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和4年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)
申請書(請求書)

支給市区町村(※申請時の住所地区町村)
(宛先)春日井市長



裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	性別	個人番号 生年月日	令和4年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合に記載)	R4.1以降 家計急変が あった者
	1	(申請者)	本人			
2				明・大・昭・平・令 年 月 日		
3				明・大・昭・平・令 年 月 日		
4				明・大・昭・平・令 年 月 日		
5				明・大・昭・平・令 年 月 日		

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) (※「1. 申請・請求者」名義に限る。) (※通帳の表記に合わせてください。)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)		通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	※			

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 給付金(家計急変世帯分)の支給対象となるには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ア 世帯の全員が、令和4年度住民税非課税水準相当である。
イ 世帯の全員が、令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- 既に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。
給付金(家計急変世帯分)は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものを対象月として給付申請した場合など、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにも関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。
- 給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。
- 市区町村が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年1月31日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(家計急変世帯分)の支給後、申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。

提出書類

必ず提出が必要です。

『電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)(請求書)』(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

表面の「4. 住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)の受給状況」にチェックがある方は、以下の資料の提出が不要です。

『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙)

「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)

※ 申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

『申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し(コピー)をご用意ください。

(令和4年1月1日以降、複数回転居した方)『戸籍の附表の写し(コピー)』

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変者】

○「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（家計急変世帯分）申請書」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック (☑) してください。

私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏名	左欄の者が 扶養する 者の数 ①	令和4年度 住民税 課税状況 ②	障害者控除 等の適用 ③	収入の減少 のあった年 月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12 ⑥	非課税相当 収入限度額 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入 又は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	円
						円	円	円		
2		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	円
						円	円	円		
3		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	円
						円	円	円		
4		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	円
						円	円	円		
5		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	円
						円	円	円		

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。（扶養控除等申告書で届け出ている人数）
- ② 「住民税課税状況」欄には、各年度の該当する項目にチェック☑してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④ 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和4年1月以降の任意の1か月の月を記入してください。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与と明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄（収入合計額）を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

（早見表）

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	97.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	147.9万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	190.0万円未満
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	235.6万円未満
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	281.6万円未満
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.4万円未満

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏名	【収入】 年間収入見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得見込額 ⑪	【非課税相当額】 非課税所得限度額 ⑫
			給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩		
1		円	円	円	円	円	円
2		円	円	円	円	円	円
3		円	円	円	円	円	円
4		円	円	円	円	円	円
5		円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記して下さい。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① A×12の額(給与収入分)が162.5万円以下 → 55万円
- ② A×12の額(給与収入分)が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③ A×12の額(給与収入分)が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④ A×12の額(給与収入分)が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
- ② 帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	42.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	92.9万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	124.9万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	156.9万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	188.9万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

(生活保護基準の級地区分1級地の場合の)

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

年 月 日

様

春日井市長 石 黒 直 樹

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給決定通知書

給付金の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

氏名	支給決定額
	50,000 円

年 月 日

様

春日井市長 石 黒 直 樹

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金不支給決定通知書

給付金については、次のとおり支給要件を満たさないため、不支給となりましたので通知します。

氏名	不支給事由